

## 2018年度の考査の実施方針等について

### 1. はじめに

日本銀行は、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会で決定している<sup>1</sup>。  
「2018年度の考査の実施方針等について」においては、2017年度の考査の実施状況とともに、2018年度の考査の基本的な考え方や考査を実施する上での重点事項などを取りまとめている。日本銀行は、この実施方針等に基づいて2018年度の考査を運営していく。

### 2. 2017年度の考査の実施状況等

#### (1) 考査の実施状況

日本銀行は、2017年度において、国内銀行29先、信用金庫54先、外国銀行・証券会社<sup>2</sup>等17先の合計100先に対し、考査を実施した。

#### 考査実施先数の推移

(先)

	2015年度	2016年度	2017年度
国内銀行	30	33	29
信用金庫	36	37	54
外国銀行・証券会社等	12	15	17
合 計	78	85	100

<sup>1</sup> 日本銀行法第15条第2項第5号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

<sup>2</sup> ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

## **(2) 考査でみられた課題**

日本銀行は、2017年度の考査で、金融機関の業務と財産の状況を把握するとともに、これらの状況を踏まえ経営管理・リスク管理の実効性を点検した。特に、近年の金融機関経営の環境を踏まえ、収益力とその管理体制の把握・評価に注力した。

金融機関の自己資本はリスク量との対比で総じて充実しており、損失吸収力は引き続き高い。その下で、多くの金融機関では、収益力の強化に向け、ミドルリスク先向け貸出、リスクの複雑な外国証券・投資信託への投資等を積極化させるなど、リスクテイク姿勢を強めている。また、経営効率化の取組みも、金融機関間で濃淡を伴いながらも、徐々に広がりを見せている。しかしながら、低金利環境の長期化に加え、金融機関間の競争激化や人口減少等の構造要因もあって、収益力の低下傾向に全体として歯止めがかかったとはいえない状況にある。

このようなもとの、金融機関は、引き続き経営管理・リスク管理体制の整備を進めている。もっとも、①各種のリスクテイクの積極化に伴いリスクプロファイルが変化しているにも拘わらず、管理体制の見直しが検討・実施されていない事例や、②内外金融市場の急変時に、機動的な意思決定を行い得る体制が整備されていない事例が、多くみられた。また、③収益力向上のための様々な取組みについて、収入や効率性などの面で所期の成果が得られているか、客観的な検証が行われていない事例も少なからずみられた。

## **3. 2018年度の考査の実施方針**

### **(1) 基本的な考え方**

金融機関は、金融仲介機能を適切に発揮し、企業や家計の経済活動、ひいては国・地域の成長力向上に貢献することが期待されている。金融機関がこうし

た役割を果たしていくためには、強固な財務基盤と明確な経営戦略に基づく前向きなリスクテイクが求められる。同時に経営の健全性を維持していくためには、適切なリスク管理と収益力の確保が不可欠である。また、人口や企業数の継続的な減少などの構造要因に起因する、国内預貸業務の低収益性が、本邦金融機関に共通する「慢性的なストレス」となっている。こうした中、特に、国内預貸業務への依存度が高い地域金融機関では、以上のような取組みの重要性は増している。

また、IT 等を活用して新しい顧客サービスを提供する取組みや、金融機関の経営効率を高めるための業務改革への取組みは、金融機関毎の濃淡を伴いながらも、徐々に広がりを見せている。今後、こうした前向きな動きを収益力の向上に結び付けていくことが期待される。

日本銀行は、こうした認識や、2017 年度の考査でみられた課題を踏まえ、2018 年度の考査を以下の考え方に基づいて実施していく<sup>3</sup>。

第一に、金融経済情勢などの外部環境に対する経営陣の認識とそれを踏まえた中長期的な経営戦略を確認する。その上で、貸出や有価証券運用・新規業務などの調査を行い、金融機関のリスクプロファイルについて、その足許の状況と先行きの方向性を把握する。特に、積極的に取り組む先が多いミドルリスク先向け貸出に加え、相対的に高い伸びを続けてきた不動産関連貸出等に係るリスクを点検する。また、市場運用に関しては、投資商品の多様化、外貨調達コストの上昇も踏まえ、有価証券ポートフォリオが内包するリスクをリスクファクター毎に点検する。このほか、海外業務に関しても、与信リスクや外貨調達の安定性など、幅広い視点からリスクを点検する。

第二に、金融機関の経営戦略や業務内容を踏まえ、収益力を把握・評価する。

---

<sup>3</sup> その際、わが国金融システム全体のリスクの分析・評価については、「金融システムレポート」を参照する。

その際には、非金利収入も含め、持続性の高い利益を中長期的に確保するために適切な施策を講じていくことの重要性について、経営陣との対話を深めていく。併せて、IT 等を活用した新たな顧客サービスの提供や経営効率化のための業務改革など、様々な取組みの採算性（コスト・リスクとリターンとのバランス）の把握・検証状況も確認する。さらに、これらを組織的に把握・検証するための経営管理の枠組みの整備状況も点検する。なお、先行きの収益力に懸念が認められる先との間では、収益力の向上を促す対話を深めるほか、考査終了後もオフサイトモニタリングにおいて経営トップとの対話を継続していく。

第三に、把握されたリスクプロファイルおよび収益力を踏まえて、金融機関のリスクへの対応力とストレス耐性を点検する。具体的には、経営陣の適切な関与の下で、①経営戦略や業務計画の策定時にリスク認識の共有を図っているか、②自己資本および収益力とのバランスを踏まえたリスクテイク方針を策定し、それに見合ったリスク管理体制を整備しているか、③環境の変化に応じて、リスクテイク方針やリスク管理体制を見直しているか、④リスク管理の実効性が確保されているか、⑤各種ストレス事象を想定した場合の、自己資本や期間収益への影響を把握し、対応策を整備しているか、を点検する。特に、市場運用でのリスクテイクを積極化する先が多い中、市場リスク管理体制の点検に引き続き注力する。また、IT 等を活用した新たな顧客サービスの提供や業務改革に伴うオペレーショナルリスクのプロファイルの変化への対応状況については、事務リスクとシステムリスクの両方の視点から点検していく。

第四に、考査運営は、2017 年度の枠組みを継続する。すなわち、リスクの所在やその影響等に応じて、調査にめり張りをつけることを基本方針とし、その上で「通常考査」に加えて、地域金融機関の収益力の把握・評価、市場リスク管理の点検を効率的かつ効果的に行うため、こうした分野に調査範囲を限定

した「ターゲット考査」を引き続き実施する。また、海外を含めて幅広い金融サービスをグループとして提供する金融機関については、海外拠点をはじめ主要グループ企業の経営の実情やグループ全体のガバナンスの機能度を把握・点検する。

## **(2) 考査を実施する上での重点事項**

### **イ. 収益力**

#### **持続性の高い利益の確保**

金融機関が、将来に亘り金融仲介機能を安定的に発揮していくためには、収益力、すなわち持続性の高い利益を獲得できる力を確保し、経営の持続可能性を保持していくことが重要である。

2018年度の考査では、主として大手金融機関については、グループ全体としての収益源の多様化を企図した、国際的な業務戦略、FinTech企業との連携も含めた幅広い金融サービスへの取組み状況、経営効率化に向けた業務改革の状況などを調査し、収益力を把握・評価する。

一方、国内預貸業務を事業の中核とする地域金融機関については、構造問題に起因する「慢性的なストレス」の影響も勘案のうえ、先行きの収益力シミュレーションを実施し、中長期的に持続性の高い利益を獲得できる力を有しているかを把握・評価する。その上で、経営陣に対し、地域経済・営業基盤の展望も踏まえ、収益力に関する課題認識やその向上に向けた対応方針を確認する。その結果、将来の収益力に懸念が認められる先との間では、収益管理の適切性、収益向上策や経営効率化策の実現可能性などの幅広い観点から、収益力の向上を促す対話を深める。

## ロ. ガバナンス

### 自己資本および収益力とリスクのバランスを踏まえた経営管理

金融機関が経営の健全性を確保していくためには、リスクが顕在化した場合の自己資本や期間収益への影響を分析し、その結果を踏まえて、リスクテイク方針やリスク管理体制を組織的に見直していくことが重要である。特に、金融規制を巡る国際的な議論の軸足が策定から実施に移行するなかで、金融機関は新たに導入される規制にも対応していくことが求められる。

2018年度の考査では、大手金融機関については、ストレステストにおける、①経営陣の関与および所管部署の統括機能、②シナリオおよびテスト対象範囲の充分性、③モデルやデータの整備・検証体制、④テスト結果を業務運営やリスクテイク方針といった経営方針の決定に活用していく枠組みなどを点検する。その際、ストレステストの活用を巡る国際的な議論も踏まえた対話を行う。その上で、国際金融規制への対応状況も踏まえて、自己資本の質・量の充分性に関する評価とこれに基づく資本政策などについて経営陣の認識を確認し、必要な助言を行う。また、リスク・アペタイト・フレームワークなど、リスクテイクとリスク管理を包括的に規律する枠組みの構築状況と経営管理面での活用状況も点検する。なお、グローバルにシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)やこれに準ずる先については、再建計画やコンティンジェンシープランの実効性を点検する。このほか、海外現地規制やBrexitへの対応、バーゼルⅢの適用開始に向けた準備等についても、必要に応じて確認する。

地域金融機関については、先行きの収益力シミュレーションを活用し(3.(2)イ.参照)、自己資本および収益力の中長期的な動向を評価する。その上で、自己資本の質・量の充分性に関する評価とこれに基づく資本政策や、その他の経営管理上の課題について経営陣の認識を確認し、必要な助言を行う。また、①金融機関が自ら定期的に収益力シミュレーションを行ったり、採算管

理、ALM やリスク資本配賦の枠組みを活用したりすることなどを通じて、経営戦略や業務計画、リスクテイク方針、リスク管理体制などの妥当性を検証しているか、②検証結果を踏まえ、必要な見直しを行っているか、といった点検を通じて、業務運営の PDCA サイクルの構築を促していく。このほか、③ストレステストの活用も含め、金融経済情勢が急変した場合に自己資本と期間収益に生じ得る影響を分析し、対応を検討しているか、などを点検する。なお、④リスクテイクとリスク管理を包括的に規律する枠組みを構築している先については、こうした枠組みの経営管理面での活用状況を点検する。

#### **ガバナンスの有効性確保<sup>4</sup>**

金融機関が経営管理・リスク管理の実効性を確保するためには、経営陣は、経営戦略、業務内容の多様性、営業基盤、リスクプロファイル等にふさわしいガバナンスの枠組みを整備し、その有効性を確保する必要がある。このため、**①取締役会等が経営管理・リスク管理の状況を適切に監督しているか、②執行部門が、取締役会等が決定した方針等と整合的に業務を実行し、管理を行っているか、③執行部門が取締役会等に対し適切な報告を行っているか、**などを点検する。その際、**④社外取締役等との面談を必要に応じて実施し、ガバナンスの実効性について対話を深める。**また、**⑤持株会社の経営管理機能、海外拠点や子会社を含むグループ全体の経営管理・リスク管理の有効性も点検する。**

#### **海外 G-SIFIs の在日拠点のガバナンス体制の確認**

海外 G-SIFIs の在日拠点については、グループ内での役割を把握するとともに、業務内容や主要な取組みに応じた適切な管理体制が構築されているかを点

---

<sup>4</sup> バーゼル銀行監督委員会が 2015 年 7 月に公表した「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則 (Corporate governance principles for banks)」も参考とする。

検する。その上で、①グループ全体のストレス事象を想定した場合の在日拠点への影響と対応、②再建・破綻処理計画上の在日拠点の位置づけなどについて、これらに関する在日拠点の関与も含め点検する。在日法人の形態をとっている拠点については、経営悪化時における本部の支援体制も点検する。なお、③円資金の管理拠点が在日拠点以外の拠点に置かれている場合には、同拠点の管理状況や不測の事態に備えた日本銀行との連絡体制を確認する。また、④グループ全体のストレス事象を想定した場合におけるわが国の金融システムへの影響について、本部等からの情報収集も含め調査を行う。

### **内部監査を通じた自律的なリスク管理の充実**

内部監査は、金融機関の業務の適正性を確保するための基盤であり、経営陣は、その実効性を確保する必要がある。また、内部監査部署は、独立かつ客観的な立場から、各種統制機能の有効性を評価し、経営陣に適切に報告する必要がある。このため、考査では、①経営陣が、監査対象の選定や監査資源の配分を適切に行っているか、②内部監査部署が、適切な検証を実施しているか、③経営陣が、監査の結果や提言を経営に活かしているか、などを点検する。なお、考査の実効性を高める観点から、立入調査前に金融機関の内部監査部署とのヒアリングを必要に応じて実施する。

### **経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制の整備**

金融機関は、経営管理やリスク管理に必要な情報を把握する体制を適切に整備し、運用する必要がある。特に、国内外で、幅広い金融サービスをグループとして提供している金融機関は、複数の地域や業務分野に関する多様な情報を適時適切に把握することが重要である。

2018年度の考査では、主として大手金融機関を対象に、経営陣が適切な経営判断を行うためのグローバル・グループワイドな財務情報や、リスク情報に

ついて、①経営情報システムなどの情報把握体制を適切に整備しているか、②情報の網羅性、信頼性や適時性を確保しているか、などを点検する。その際、バーゼルⅢなど経営に影響を及ぼし得る制度変更への準備状況も確認する。

## ハ. 信用リスク管理

### 適切な審査・管理と融資戦略に見合った体制の整備

金融機関が収益力の向上を企図して信用面のリスクテイクを積極化している点を踏まえると、債務者の実態をより適切に把握し、融資戦略に見合った審査・管理体制をさらに整備していく必要がある。また、低金利環境が続く中で与信期間が長期化傾向にあることを踏まえると、将来の信用コスト等の変化も念頭に置いた採算性も重要である。

2018年度の考査では、①事前審査の適切性、②中間管理体制の整備状況、③リスクが大きな債務者の実態把握と対応の適切性を、ラインシート調査も活用しながら点検する。特に、ミドルリスク先向け貸出など、金融機関が与信姿勢を積極化させている分野や地域については、重点的に点検する。その際、④審査・管理において、与信期間や事業特性などを踏まえ、事業の将来性を適切に見極めているか、⑤こうした分野や地域における貸出ポートフォリオの採算性を検証しているか、なども点検する。併せて、⑥与信期間が長期化している場合には、信用コスト等の先行き変化を念頭に置いた採算性の考え方についても対話を深めていく。

### 海外関連与信の管理強化

大手金融機関は、引き続き海外業務の拡大に取り組んでいる。また、地域金融機関でも、取引先企業の海外事業向け貸出や、シンジケート・ローンへの参加等の海外関連与信を増やす先がみられている。米ドルの短期金融市場金利が上昇傾向にある中で、海外関連与信の管理は一段と重要になっている。

2018年度の考査では、大手金融機関のうち、海外与信に注力している先について、①ラインシート調査も活用しながら与信管理体制を点検する。また、②クロスボーダーM&A関連などの近年の注力分野の審査・管理や、非日系向け貸出を中心とする大口与信管理などの体制整備を適切に行っているか、③本部がグローバルな管理・報告ルールを整備し、適切にモニタリングしているか、④ストレステストなどを活用し、グローバルベースでの信用リスクテイク方針を適切に見直しているか、⑤外貨調達コストも考慮して採算管理を適切に行っているか、などを点検する。地域金融機関では、特に外貨貸出の規模が大きい先について、審査・管理体制や外貨調達コストも勘案した採算性などを点検する。

### **大口・集中リスクの管理強化**

大口与信先の経営が悪化したり、同一業種など共通のリスク特性を有する与信ポートフォリオにおいてリスクが顕在化した場合には、金融機関の自己資本や期間収益に大きな影響が生じるおそれがある。このため、考査では、①ストレステストなども活用しつつ、大口・集中リスクの状況を適切に把握しているか、②自己資本等を勘案して大口・集中リスクを管理する体制を整備するとともに、その実効性を確保しているか、などを点検する。

### **企業の活力向上支援**

金融機関は、経営課題の解決に向けた債務者による取組みへの継続的な支援を通じ、企業の活力向上に貢献することが期待されている。このため、考査では、①債務者の経営実態や事業の将来性を的確に分析し、債務者と経営課題の認識を共有しているか、②債務者の課題解決に向けた助言や提案、支援などを、本部と営業店が適切に連携して行っているか、を点検する。その上で、業況が不安定な債務者については、③他の金融機関や外部専門家等と連携するなどし

て、抜本的な解決に向けた働きかけを実施しているか、を点検する。

## 二. 市場リスク管理

### 経営陣の市場リスク管理への適切な関与

金融機関は、市場面のリスクテイクを積極化しており、市場リスクの蓄積や多様化に見合ったリスク管理体制を整備していく必要がある。その際、経営陣が、有価証券ポートフォリオやオフバランス取引に係る収益性とリスクを正確に認識し、リスクテイクが自己資本と収益性とを勘案して適切となるよう主導することがより重要である。

2018年度の考査では、①経営陣が、リスクテイク方針を明確に示した上で、リスクと自己資本および収益性のバランスを確保した運用計画を作成させているか、②それに見合ったリスク管理体制が整備されているか、③こうした運用計画や管理体制が、必要に応じて経営陣の関与の下で適切に見直されているか、を点検する。また、④内外金融市場が急変した場合に、経営陣がリスクの変動に関する報告を受け、自己資本や期間収益への影響も踏まえたかたちでの意思決定を適時に行っているか、も点検する。

### 運用戦略・手法に見合ったリスク管理の実践

市場リスク管理の対象や手法は、有価証券ポートフォリオやオフバランス取引のリスクプロファイルや運用手法に見合ったものにする必要がある。特に、地域金融機関には、相対的にリスクが複雑な私募投信や私募 REIT、仕組債など、投資経験のない商品の購入を積極化している先が広がっており、リスクの適切な把握と管理が求められる。

2018年度の考査では、①金利リスクや信用リスク、株価リスク、為替リスクなど、有価証券およびポートフォリオ全体が内包するリスクファクター毎にリスクを把握・分析しているか、②リスク管理部署が、リスク特性や運用手法、

ヘッジ方針等に応じた適切な精度で、時価、リスク量や各種限度枠の遵守状況などをモニタリングしているか、③バックテストの実施などを通じて、リスク計測手法の妥当性や限界を定期的に検証し、必要な対応を行っているか、を点検する。

その際、ストレスシナリオに沿ってリスク管理の枠組みが有効に機能しているかについても、必要に応じて点検する。

## ホ. 流動性リスク管理

### リスクプロファイルを踏まえた管理体制の整備

金融機関が資金繰りの安定性を確保するためには、①自らの運用調達構造を把握した上で、適切なリスク限度枠を設定し、②これを遵守するためのモニタリングやコントロールの体制を整備する必要がある。また、③資金調達環境を平時から把握するとともに、緊急時の流動性準備の確保により、環境の変化に迅速に対応できる体制を整備することも必要である。さらに、④国際的に活動する金融機関は、各拠点及びグループ全体のそれぞれについて、ローカル通貨を含む外貨の流動性リスクを適切に管理し、安定調達基盤の拡充を図っていく必要がある。

2018年度の考査では、上記の観点から、流動性リスク管理の状況を点検する。特に、国際的に活動する金融機関では、近年の外貨調達コストの上昇も踏まえ、①通貨別、拠点別の資金繰りの状況や先行き見通しを適時適切に把握しているか、②グループ全体として、外貨の安定調達に向けた調達期間・手段の多様化および預金の粘着性の分析を実施しているか、を点検する。また、③グループ全体として整合的な形で流動性ストレステストを実施しているか、④外貨の流出規模を時間の流れに沿って具体的に想定した上で、これに見合う調達手段の確保や、その妥当性の組織的な検証を行っているかなど、ストレステス

トの充分性とコンティンジェンシープランの実効性を点検する。

また、地域金融機関では、営業基盤における高齢化や人口減少の状況を踏まえつつ、相続預金の動向を分析しているか、を点検する。このほか、外貨資産運用を積極化している地域金融機関については、必要に応じてストレステストの充分性や、緊急時対応等の実効性を含めた外貨の流動性リスク管理の状況を点検する。

## へ. オペレーショナルリスク管理<sup>5</sup>

### IT等の活用の進展を踏まえたリスク管理体制の整備

金融機関は、業務の効率化や収益力向上のため、IT等を活用して、業務改革による業務処理体制の見直しや新しい顧客サービス提供への取組みを積極化しつつある。こうした動きに伴うオペレーショナルリスクのプロファイルの変化に即して、リスク管理体制を整備していく必要がある。

2018年度の考査では、①IT等を活用した業務改革や新規業務への取組みに伴う、業務処理面のリスクプロファイルの変化を適切に認識しているかを点検する。その上で、②こうした変化に伴うリスク管理体制の整備・見直し状況について、事務リスクとシステムリスクの両方の視点から点検する。その際、③収益力の観点からも、業務改革や新規業務への取組みに係る費用対効果の検証状況を点検する。このほか、④コンプライアンス面も含め、リスクが顕在化した場合の業務運営面への影響が大きい事務を対象に、事務処理の安定性を点検する。その際、事務処理の実態把握や不正事件・事務事故の分析などを通じ、リスク管理上の問題点を洗い出し、有効な改善策を講じているか、も点検する。

---

<sup>5</sup> 考査では、事務、コンプライアンス、コンピュータシステム、業務継続などの業務運営全般にわたるリスクをオペレーショナルリスクと称している。

## サイバーセキュリティ管理体制の整備・強化

サイバー攻撃事案が増加する中で、金融機関が IT を活用した顧客サービスを安全かつ安定的に提供していく上では、サイバーセキュリティの確保は重要である。

2018 年度の考査では、経営陣の適切な認識・関与のもとで、サイバーセキュリティ管理体制の整備に取り組んでいるか、を点検する。その際、①情報収集や情報共有の適切性、②顧客情報など重要データへのアクセス権限管理の妥当性も点検する。その上で、各金融機関の業務内容や決済システムにおけるプレゼンスなどを踏まえつつ、重要なシステムおよびこれと接続する外部ネットワークなどを対象に、多様なサイバー攻撃に応じた未然防止策と被害抑止策の有効性を点検する。また、攻撃からの完全な防御は困難であることを踏まえ、サイバーインシデント発生時を想定した体制やコンティンジェンシープランの実効性、演習の実施状況とその結果を反映した管理体制の見直し状況を点検する。

## システムリスク管理体制の整備・強化

金融機関は、コンピュータシステムの安定性や安全性を確保するために、①障害の未然防止策や障害発生時の復旧体制、②プロジェクト管理、③情報セキュリティ管理、④委託先の管理などの実効性を確保する必要がある。

2018 年度の考査では、重要なシステムを中心に上記の点を点検するとともに、その実効性の確保のための IT ガバナンスの有効性を確認する。その際、①新たな技術やサービスの利用に見合った管理が行われているか、②重要な顧客情報などの管理体制の実効性を確保しているか、③適切に経営資源が配分されているか、という観点からも点検する。

## 業務継続体制の実効性向上

実効性のある業務継続体制を整備することは、金融機関の重要業務の遂行に加え、わが国決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。このため、考査では、金融機関の業務内容や決済システム・地域におけるプレゼンスなどを踏まえた上で、環境変化や業務展開に応じて業務継続体制の見直しが自律的に行われているかを点検する。

### (3) 考査運営面の対応

#### イ. 効率的かつ効果的な運営

日本銀行は、金融機関毎に、①内在するリスクが顕在化した場合の金融システムへの影響、②自己資本の余裕度や収益力、リスクテイクの状況などを総合的に評価し、これを踏まえて、考査の頻度、考査日数、調査範囲、要員数などにめり張りを付ける考査運営を行っている。

2018年度は、2017年度と同様、3週間前後の立入期間で、金融機関の経営実態とリスク管理体制を包括的に点検・評価する「通常考査」に加え、1週間前後の立入期間で、収益力や市場リスク管理に調査範囲を限定した「ターゲット考査」を実施する。また、幅広い金融サービスをグループとして提供する金融機関については、グループ全体の経営実態の把握のため、必要に応じて主要なグループ企業への調査を行う。あわせて、国際的な業務の比重の高まりを踏まえ、臨店調査を含む海外拠点調査にも引き続き重点を置く。

#### ロ. 金融機関の事務負担や納得性を踏まえた運営等

ラインシート調査<sup>6</sup>は、地域経済の実情等の経営環境や金融機関行動の変化などを具体的に把握する観点から、2018年度の考査においても継続する。も

<sup>6</sup> 抽出された個別の債務者について、財務状況の推移、借入・返済状況の推移、これらの将来見通し、金融機関の自己査定結果や融資方針等の情報が記載された書面(ラインシート)を基に支店長等と面談を行い、地域経済や業界の動向といった経営環境、与信管理状況等を把握・確認すること。

つとも、金融機関の事務負担に配慮しラインシートの対象数を厳選する。自己査定の精度が向上してきていることに鑑み、同調査において、自己査定の正確性の確認に主眼を置く資産査定<sup>7</sup>は、資産内容等に特段の問題がある先を除き、行わない。

臨店調査<sup>8</sup>は、ガバナンスの実態や支店運営の効率性などを把握する観点から、2018年度の考査においても継続する。ただし、事務の正確性等の確認に主眼を置く調査は、事務の本部集中化やIT化などが進展している点に鑑み、不正事件・事務事故の発生など特段の問題がみられる先を除き、行わない。

このほか、引き続き、金融機関の繁忙度を考慮するとともに、事前の提出資料や立入調査時の調査項目については、各金融機関の経営課題を踏まえてメリハリをつけ、考査に係る負担軽減に努める。

また、考査の効率性・実効性を高める観点から、考査と海外事務所を含めたオフサイトモニタリングとの連携強化に引き続き取り組む。金融庁のほか、国際的に活動する金融機関に共通する課題を中心に海外当局とも、問題意識の共有や連携強化に努めていく。

日本銀行としては、考査の運営や結果に関して十分な納得や信頼が得られるよう、金融機関とのコミュニケーションの充実に努め、引き続き適切に対応していく。その際、「考査運営に関するアンケート」なども活用しながら、金融機関から寄せられた意見・要望に適切に対応し、考査運営の改善を図っていく。また、そのために、考査終了後に訪問ヒアリングを必要に応じて実施する。

以 上

---

<sup>7</sup> 金融機関の自己査定の基準となっている「金融検査マニュアル」は、2018年度終了後に廃止する方針にあることが金融庁から公表されている。2019年度以降の考査における資産査定の取扱いについては、金融庁の検討状況も踏まえつつ、検討を行っていく。

<sup>8</sup> 金融機関の営業店等に立ち入り、営業店長や役員、実務担当者への質問等を通じて、事務処理やリスク管理体制の実情を点検するほか、本部による諸施策の理解や実施の状況について確認すること。